

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第十五号の二十五 (第二十三条の十四の三十三関係)
災害応急作業等従事実績簿

(略)								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	加算			(略)
					夜間・深夜	危険作業	危険区域	
(略)								

- 注 1 作業内容の欄には、巡回監視、応急作業、噴火作業、災害警備、連絡調整作業等と記入すること。
- 2 加算の項には、特殊勤務手当条例第51条第3項各号に該当する場合に○印をすること。
- 3 (略)
- 備考 (略)

改正前

様式第十五号の二十五 (第二十三条の十四の三十三関係)
災害応急作業等従事実績簿

(略)								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	加算			(略)
					夜間	警戒区域		
(略)								

- 注 1 作業内容の欄には、巡回監視、応急作業、災害警備等と記入すること。
- 2 加算の項には、特殊勤務手当条例第51条第2項括弧書きに該当する場合に○印をすること。
- 3 (略)
- 備考 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この人事委員会規則は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行し、この人事委員会規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、令和六年一月一日から公布日の前日までの間において令和六年能登半島地震による災害に関し、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第二十号）による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）第五十一条第一項各号に掲げる作業に従事した職員についても適用する。
- 2 この人事委員会規則の施行の際現に提出されているこの人事委員会規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則別記様式第十五号の二十五（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後規則の様式によるものとみなす。
- 3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。